

2020年2月29日

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた 各種学校の一斉臨時休校に伴う通学定期乗車券の払戻しについて

一斉臨時休校の措置に伴い、通学定期乗車券が不要になりましたお客様の払戻し手続きにつきましては、以下の通りとさせていただきます。

1. 対象となるお客様

上記の理由により、通学定期乗車券が不要となられたお客様

2. 対象となる乗車券

- ・ PASPY 通学定期乗車券及び紙式通学定期乗車券

3. 払戻しの方法

【払戻しの基準日】

2020年3月2日（月）を払い戻しの基準日（3月2日からご利用がなかったもの）とします。

※3月2日以降に窓口にお越しになられた場合も、3月2日に遡って払い戻しを行います。

（取り扱いを変更する場合は、改めてご案内いたします。）

【手数料】

無手数料（3月2日以降のご来店が対象です。）

【払戻し額】

発売額から3月1日までの使用済み金額を差し引いた額

※残日数が少ない場合は、払戻し額が0円になる場合がございます。

<計算例> 200円区間、6ヶ月（10/1～3/31）通学定期乗車券の場合

・券面表示定期運賃・・・38,880円，片道普通運賃・・・200円

払戻し額 = 券面金額 - { 3ヶ月定期運賃 + 1ヶ月定期運賃 + 1ヶ月定期運賃 + (区間運賃 × 2 <往復> × 使用日数) }

38,880円 - { 20,520円 + 7,200円 + 7,200円 + (200円 × 2 × 1日) }

= 3,560円

※払戻の手続きの際には、本人様確認の為、定期券券面記載のご本人様の公的証明書が必要となります。又、ご本人様
がご来店できない場合、代理人の方の公的証明書も併せて必要となります。

◆クレジットカードで定期券を購入されたお客様はこちらへ◆